

「上天草市環境基本計画」素案の概要

第 1 章 基本的事項

1 背景及び趣旨

今日の環境問題は、産業型公害から生活様式に関わる身近な環境問題へと変化しており、また、新たな課題として、地球温暖化をはじめとした地球規模での環境問題など多様化、複雑化しています。

この課題を解決し、本市の美しい自然をより健全な状態で次世代に継承するためには、一人ひとりの考え方と社会経済活動や生活様式のあり方を変え（見直し）、市民、事業者及び市が協働して、より効果的に環境の保全に取り組んでいく必要があることから、平成 21 年 12 月に環境基本条例を制定し、この条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 環境基本条例第 9 条に規定された「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」であるとともに、市の総合計画を環境の分野から推進するための最も基本的かつ総合的な計画です。
- (2) 計画中、地球温暖化対策に関する部分については、地球温暖化対策の推進に関する法律に定められた「自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」を推進するための地域における地球温暖化対策実行計画とします。

3 計画の対象地域・期間

- (1) 上天草市全域を対象とし、広域的に取り組む必要がある項目については、関係機関と連携して取組みます。
- (2) 対象期間は 10 年間とし、社会経済情勢、環境問題の変化などに適切に対応するため、5 年後を目途に見直しを行います。

4 計画の目標

実現すべき環境像（望ましい姿）を「人と海がふれあう環境にやさしいまち上天草市」とし、5 つの項目を環境目標として設定します。

(1) 自然環境の保全及び創造

これまでの様々な恩恵を受けてきた海や山を守り、豊かな自然環境と生物の多様性を保持するとともに、人と自然とがふれあう場を積極的に創ります。

(2) 生活環境の保全及び創造

市民が健康で安心して暮らすために、空気や水などが健全な状態で、常に地域が清潔に保たれる生活環境を積極的に創ります。

(3) 地球環境の保全

地球上のあらゆる生物の生存基盤に関わる地球温暖化問題は、人類共通の重要かつ早急に取り組むべき課題であると認識するとともに、省エネルギー・省資源対策はもちろん、新エネルギーの利活用を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減します。

(4) 循環型社会の構築

持続可能な社会を目指し、これまでの大量生産・消費・廃棄型の社会構造を見直すとともに、限りある資源を有効に活用する循環型社会を目指します。

(5) 環境教育及び環境保全実践行動の推進

環境教育を積極的に推進することで、市民一人ひとりが環境に対する理解や意識を高め、環境に配慮した行動の実践を図ります。

第2章 市の現況

1 位置及び地勢

本市は、熊本県の西部、有明海と八代海が接する天草地域の玄関口に位置し、大矢野島、上島、そのほかの島々から構成されています。大部分は急峻な山ひだが海岸線まで迫り、全体的に平坦地が少ない地勢となっています。

2 気象

本市の気候は、典型的な西海型気候で、降雪は数えるほどしかなく、海岸部の一部は無霜地帯となっており、近年の傾向としては、気温がゆるやかに上昇しつつあります。

3 人口及び世帯数

平成17年度の国勢調査による本市の人口は30,502人、世帯数は11,432世帯となっています。人口は昭和35年以降減少傾向にあり、近年は少子高齢化が進行しています。

4 産業

平成17年度の国勢調査による本市の産業別就業者人口の割合は、第1次産業14.2%、第2次産業24.3%、第3次産業61.5%となっており、第1次産業就業者は減少し、第3次産業就業者は増加傾向にあります。就業者の業種としては、サービス業の占める割合が26.6%と最も多い状況です。

5 土地利用

本市の土地利用の状況は、山林が60.8%、田・畑の農地が10.9%、宅地が5.2%の割合となっています。

第3章 環境の概要

1 生活環境

(1) 大気

大気の様況は、一般環境測定局（天草保健所）で常時測定されています。過去5年間では、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、環境基準を達成していますが、光化学スモッグの発生に大きく関わる光化学オキシダントについては、平成19、20年度は基準を超過しており、平成21年度に光化学スモッグ注意報が1回本市において発令されています。

今後、全国及び九州各地で高濃度の光化学オキシダントが観測されていることから、引続き注視するとともに、注意報等の発令時における連絡体制等を整備していく必要があります。

なお、平成21年6月から光化学オキシダントの測定局が松島町合津に開局され、本市の正確な状況が把握できるようになっています。

(2) 水質

平成20年度の水質の様況は、河川（教良木川）が環境基準（COD）の類型がA、海域（八代海）の類型がAもしくはBで、また、海域（有明海）の全窒素・全りんの種類もⅡとなっており、概ね良好といえます。

河川や海域の水質は、生活排水、事業場排水、農薬・化学肥料の使用などの影響を受けることから、地域の特性に応じた下水道の整備や合併処理浄化槽の導入による生活排水の適切な浄化、減農薬・化学肥料による環境にやさしい農業の推進、工場・事業場からの有害化学物質の流失防止に向けた指導監視が必要となります。

(3) 騒音、振動、悪臭

騒音、振動に対しては、用途地域や事業活動ごとに規格基準が法や県の条例により定められており、事業場や建築工事では未然に防止する措置が必要となります。

本市の様況は、家庭生活からの騒音・振動に対する苦情が多く、悪臭については工場等の事業活動に伴う悪臭のほか、近年では農業や畜産業、ごみの野焼きに対する苦情が増えており、その臭いも複合化するなど多様化しているため、今後も引続き、発生源に対する調査・指導を行っていく必要があります。

2 自然環境

豊かな海、豊かな自然に恵まれた本市は、天草諸島の美しい海と雄大な山々が育む多彩な食材、海洋性の温暖な気候、天草四郎に物語れるキリシタン文化や装飾古墳など各地域に歴史と癒しの文化が息づいており、この環境を保全するため、海岸の清掃活動や自然観察会、稚魚の放流など様々な自然とふれあう体験的な活動や環境保全に関する取組みが市内・外の団体等により展開されています。

今後も引続き、この地域に住む者の責任として、日本有数の自然環境や観光資源などをより良好な状態で、市民、事業者及び市が一体となって、将来に継承していく必要があります。

※市の花に桜、市の木に松、市の鳥にメジロが指定されています。

3 ごみ処理

本市のごみ処理の状況は、一般廃棄物計画に基づき、廃棄物の排出抑制、再利用等による廃棄物の減量などの適正処理に関する施策に取り組んでいます。1年間（平成21年度）で排出され、処理されたごみの量は約8,837トンで、約5億1千万円、市民1人当たり15,596円の処理費用がかかっていることとなります。

今後の課題としては、循環型社会の構築に向け、ごみの減量（抑制）のほか、出たごみを可能な限りリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）するなど、資源の有効利用が不可欠であり、更なる分別の徹底や生ごみの堆肥化などの推進が必要となります。

4 地域環境

現在、ごみ出しのマナー、空き缶等のポイ捨て、犬の飼い方など個人のモラルが問われています。市では、公園などの身近な公共施設のアダプトプログラム（里親制度）や海岸等の清掃活動、地域での有用微生物群（EM）を活用した市民の手で地域環境を守る取組みなどに支援を行いながら、市民の環境美化意識の向上やボランティア活動などの活性化を図っています。

今後も引き続き、地域での環境保全の取組みに対しては、地域の状況を把握するとともに、実状に応じた支援等を行っていく必要があります。

5 地球環境

（1）地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる大きな問題であり、早急に取り組むべき課題となっています。しかし、平成19年度における温室効果ガス排出量は、基準年（平成2年）比で国内が9.0%、県が14.7%上回っている状況となっており、目標達成のためには、なお一層の対策の強化が求められています。

本市では、平成19年3月に地球温暖対策実行計画を策定し、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいるところでありますが、今後の課題としては、その取組みを市域に拡大し、市域内の温室効果ガス排出量の状況を踏まえたうえで、省エネルギーの積極的な実行による化石燃料の消費の削減と市の公共施設及び市民による新エネルギーの利用について更なる推進を図っていく必要があります。

（2）オゾン層

近年、冷蔵庫やエアコンの冷媒などに使われるフロンによって、太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収するなどの役割をもつオゾン層が破壊されています。オゾン層の破壊は、人体への被害はもちろん、自然生態系にも悪影響を及ぼします。今後も引き続き、フロンなどのオゾン層破壊物質が使用されている製品等の適正な管理と廃棄の際の適切な回収及び処理が必要です。

(3) 酸性雨

酸性雨は、主に石油や石炭を燃焼させることにより発生する硫黄酸化物と窒素酸化物が原因とされ、観測地点（荅北町）での酸性雨の経年変化では、酸性雨の目安である pH5.6 を下回っており、酸性雨が確認されています。

今後の課題としては、原因物質が中国大陸から飛来している可能性もあることから広域的な問題となっておりますが、私たちにできる取組みとして日常生活の中で省エネルギーや自動車の適正利用に取り組んでいく必要があります。

6 環境教育

本市では、海岸の清掃活動や自然観察会など体験的な環境活動や自然とふれあう機会が提供されるなど環境保全の取組みが市内・外の各種団体により展開され、また、市内の小中学校においては、県が推進する「学校版環境 ISO」に全学校が取り組んでいます。

一方、広報などの啓発活動については、環境に関する現状や対策、具体的な取組みに関する情報及び市民に対する環境学習の継続的な機会の提供が不足していると指摘されています。

今後は、広報などの啓発活動の充実、市民の幅広い層への学習機会の継続的な提供ができる体制づくりの推進や教育現場との積極的な連携を図っていく必要があります。

7 市民・事業者の意識

平成 22 年 8 月に 16 歳以上の市民を対象として「環境に関する市民アンケート調査」、市内事業者を対象として「環境に関する事業者アンケート調査」を実施し、638 人の市民及び 56 の事業者から回答がありました。

(1) 市民の環境意識

調査結果では、8 割を超える方が環境に関心があると答え、関心のある項目としては、「ごみの減量・処理・リサイクル」、「地球温暖化」、「水質汚濁」の順となっており、日常生活における環境の取組みとしても、家庭で簡単にできる「ごみの分別」、「節電」や「節水」の実行度が高い結果となっています。

地域の環境や取組みに対する満足度については、「空気のきれいさ」、「水のきれいさ」が高く、「公共交通機関の利便性の良さ」、「環境イベントや取組みの情報の入手法」が低い結果となっています。また、重要度については、「水のきれいさ」が最も高く、全ての項目で半数以上の方が重要であると回答しています。

将来の環境の状態に関しては、「きれいな空気や水に恵まれ、健康で安心して暮らせるまち」は 36%、「豊かな自然と生物の多様性を守り、人と自然がふれあうまち」は 24% が特に重要だと考えており、今後、市が積極的に取り組むべき課題としては、「公共下水道の整備や浄化槽の設置・普及」9.4%、「資源回収やリサイクルの積極的な推進」などが上位となっています。また、環境の保全と今後の発展については、57%の方が「自然環境の保全のためには地域開発や経済発展がある程度抑えられても仕方ない。」と考えています。

(2) 事業者の環境意識

調査結果では、事業活動により地域の環境に与える影響について半数以上が影響を与えていないと考えており、将来の環境の状態に関しては、市民アンケートと同様の結果となっています。また、6割が「照明の節電・深夜電力使用による省エネ化」に具体的に取り組んでいるとしています。

環境問題に取り組む理由としては、「社会における環境問題の重要性」が21%、「省エネや資源リサイクルによるコスト減」が15%、「事業所の社会的責務(貢献)」が15%となっており、今後の課題としては、「経済的余裕がない」が最も多く26%となっています。

市の環境行政への要望としては、「廃棄物の適正処理施設等の整備」が19%で、次いで「大気汚染・水質汚濁の公害防止規制・監視の充実」の15%となっています。

8 規則・助成制度

近年の環境問題は、特定の事業所に起因するものから、日常の生活や事業活動に起因するものへと変化しています。

市では、様々な環境問題の解決に向けては、条例等による規制のほか、合併処理浄化槽や住宅用太陽光発電システムの設置費補助、物品等の提供及び協定などによる支援を行っております。

今後も引き続き、市民や団体等の自主的な環境保全活動や取組みに対しては、助成などによる支援を行うための体制を整備していきたいと考えています。

第4章 基本計画

1 自然環境の保全及び創造（環境目標1）

（1）市民（団体）の取組み

- ① 地域の自然に興味を持ち、自然の役割に対する理解を深めます。
- ② 生き物をみだりに捕ったり、放したりせず、野生鳥獣などに対して、餌を与えません。
- ③ ペットは責任を持って、最期まで飼養します。
- ④ 自然の現況を市に報告するなど、市の自然環境保全に資する取組みに協力します。
- ⑤ 自然観察会などの自然とふれあう機会や学習会に積極的に参加します。
- ⑥ 空気や水、大地など、自然を汚さない生活を心がけます。
- ⑦ 地元産品を優先的に購入します。
- ⑧ 体験型観光や地産地消の取組みに対するサポートを行います。

（2）事業者の取組み

- ① 地域の自然に興味を持ち、自然の役割に対する理解を深めます。
- ② 市民（団体）や市が実施する自然環境保全に資する取組みに積極的に協力します。
- ③ 環境への負荷を低減するための取組みを推進します。
- ④ 建設工事の際には、生態系に配慮した工法を採用するなど自然環境に配慮します。
- ⑤ 敷地内の緑化や緑地の保全を推進します。
- ⑥ 廃資材は適正に処理します。
- ⑦ 農薬や化学肥料は適正に処理します。
- ⑧ 機材や施設の維持管理を徹底し、油流出などの事故を防ぎます。
- ⑨ 消費者ニーズに即した安全で安心な産物をつくります。
- ⑩ 地元産物を利用した商品の開発やブランド化を進めます。
- ⑪ 環境に配慮した経営を心がけます。

（3）市の取組み

【生物の生息環境の保全】

- ① 山・川・海の生態系の連続性を意識した、生物の生息環境の確保に努めます。
- ② 公共事業などの開発時は、生態系に配慮した工法などの採用を推進します。
- ③ 自然環境の劣化が問題となっている地域については、保全策を講じます。
- ④ イベント等を活用して、市の自然環境の現状や役割などについて紹介・啓発を行います。

【野生動植物の保護・管理】

- ① 野生動植物の生息状況に関する情報の収集と整備を進めます。
- ② 市独自の希少種を指定するなど、生物多様性の保全に向けた取組みを進めます。
- ③ 希少な野生動植物の生息生育状況に関する情報を収集・整理し、開発行為などに対しては、事前に情報を提供するなどの自然環境情報の共有に努め、適切な保全を求めています。
- ④ イノシシなどによる農林水産物への鳥獣被害が顕著な場合は、適性かつ計画的な捕獲を行うとともに、防護柵の設置など防止策を講じます。
- ⑤ 居住地における鳥獣被害については、関係団体と協力しながら対策を進めます。
- ⑥ 野生鳥獣などへの餌付けの禁止に関する周知を図ります。

【自然とふれあう機会や活動の充実】

- ① 市民（団体）や事業者などと連携してイベントを実施するほか、自然とふれあう機会を確保します。
- ② イベントなどを通じて、市の自然環境の現状や役割などについて紹介・啓発を行います。
- ③ 地域の歴史や文化、産業、自然など、地域自然を生かした体験型観光の取組みを推進します。

【自然とふれあう場の創出】

- ① 森林や里山などの自然をレクリエーションの場として活用します。
- ② 市民が親しめる公園や緑地を計画的に整備するなど、環境や地域景観と調和した生活空間をつくります。
- ③ 親水性の高い湧水池や水辺の保全を図ります。
- ④ 水辺の整備・改修に当たっては、環境に配慮した整備をすすめ、親水空間の確保に努めます。

【持続可能な農業・林業・水産業の推進】

- ① 市ホームページなどを利用して、旬の農産物、農産物販売所などの情報を市民に積極的に提供するとともに、学校給食などで地元産物の利用を促進するなど、地産地消を進めます。
- ② 地元産物を市外へ積極的にアピールするとともに、加工品の開発や販売拡大などに対する支援を行います。
- ③ 廃資材の適正処理や施設の適正な維持管理に係る周知・啓発を行います。
- ④ 農薬や化学肥料の適正使用、家畜ふん尿の適正処理などの対策を推進します。

- ⑤ グリーン・ツーリズムなどの体験型観光の取組みを促進します。
- ⑥ 後継者の育成や助成制度などの充実を図り、安定的な経営や効率化を進めます。
- ⑦ イノシシなどによる農林水産物への鳥獣被害が顕著な場合は、適性かつ計画的な捕獲を行うとともに防護柵の設置などの防止策を講じます。
- ⑧ 農林地の有効活用を図るとともに、地下水涵養源としての森林・農地の管理を促進します。
- ⑨ 二酸化炭素の吸収源対策として、森林の整備や活用（間伐、造林及び木材の有効利用など）を促進します。
- ⑩ 公共施設の建設などの際に木材を使用する場合は、地元産木材の優先的な利用に努めます。
- ⑪ 水産資源の維持・回復を図るため、保護水面の設定など、水産資源の管理方策に対する支援を行います。

2 生活環境の保全及び創造（環境目標2）

（1） 市民（団体）の取組み

- ① 家庭ごみの野焼きをしません。
- ② 移動の際には、できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を控えます。
- ③ 自動車を運転する際は、エコドライブを行い、排出ガスを抑制します。
- ④ 合併処理浄化槽の使用に当たっては、適正な維持管理を行います。
- ⑤ 食器洗いや洗濯時の洗剤などは適正な量を使用します。
- ⑥ 廃食用油や調理くずを排水口に流しません。
- ⑦ 近隣への配慮として、音響機器等の利用の際は、使用時間や音量に注意します。
- ⑧ ペットの鳴き声によって近隣に迷惑がかからないようにします。
- ⑨ 「水」は限りある貴重な資源であることを認識し、家庭での節水を心がけます。
- ⑩ 風呂の残り湯を洗濯に使用するなど、水を有効に利用します。
- ⑪ 地域、行政及び各種団体などが主催する清掃・美化活動に積極的に参加します。
- ⑫ ごみのポイ捨てをしません。
- ⑬ 定期的に私有地の雑草の刈り取りや清掃作業を行います。
- ⑭ ペットの散歩時は、フンの処理用具を携帯し、フンは持ち帰ります。
- ⑮ 歴史的なまちなみや文化的な景観の保全活動を行います。

（2） 事業者の取組み

- ① 事業活動に関する法令の遵守を徹底します。
- ② 環境への負荷を低減するための取組みを推進します。
- ③ 自動車の使用の際には、エコドライブを心がけます。
- ④ 機材や施設の維持管理を徹底し、油流出などの事故を防ぎます。
- ⑤ 操業異常時や工事の際には、周辺住民に対して十分な説明を行います。
- ⑥ 夜間の操業・営業については、騒音など近隣に配慮します。
- ⑦ 節水や循環利用など、適性かつ合理的な水利用を進めます。
- ⑧ 熊本県地下水保全条例に基づく地下水採取に関する届出・報告を行います。
- ⑨ 有害化学物質の管理を徹底します。
- ⑩ 地域、行政及び各種団体などが主催する清掃・美化活動に積極的に参加します。
- ⑪ 事業所内をきれいに保ちます。

(3) 市の取組み

【環境汚染の監視・抑制】

- ① 光化学スモッグ注意報などの発令時における連絡・対応体制の充実を図ります。
- ② 特定工場等において発生する騒音・振動や自動車交通騒音についての把握を図ります。
- ③ 事業所から発生する特定悪臭物質について調査を実施するとともに、悪臭指数による悪臭規制の導入について検討します。
- ④ 関係機関と協力し、公害規制に関する法令、条例に基づく規制及び指導を行うとともに、生活騒音などの防止に関する啓発を進めます。
- ⑤ 公害に係る苦情について関係機関と協力しながら迅速、適切な処理・解決に努めます。

【生活排水対策の推進】

- ① 計画的な下水道及び合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、適切な維持管理を促進します。
- ② 市民団体などと協力して、生活排水対策や水質浄化に関する取組みの啓発を行います。

【健全な水循環の確保】

- ① 市ホームページなどにより、節水や合理的な水利用に関する情報提供を行います。
- ② 地下水の涵養源である河川水の水質保全を図ります。
- ③ 植林や森林の手入れ、耕作放棄地の有効利用などにより、地下水涵養源として森林・農地の管理を促進します。
- ④ 公共施設における使用水や雨水の再利用を検討します。
- ⑤ 地下水採取に関する届出の周知や啓発を行います。
- ⑥ 親水性の高い湧水池や水辺の保全を図ります。

【地下水の保全】

- ① 有害物質による地下水汚染の防止を図るために、計画的に調査します。
- ② 一般住宅（上水道及び簡易水道の給水区域を除いた地域）で地下水を飲用している世帯については、地下水の自主的な検査を促します。
- ③ 上水道などの未整備地域については、地域特性に応じた水道施設の整備を推進し、安全な飲料水の確保に努めます。

【環境美化の推進】

- ① 地域の自主的な美化・清掃活動を支援します。
- ② 地域の清掃活動など、環境保全活動を実施している個人・団体に対し、表彰を行います。
- ③ 関係機関と協力し、ペットの飼い主に対するマナーの向上を呼びかけます。
- ④ 私有地の定期的な雑草等の刈り取りを周知するとともに、耕作放棄地などについては、積極的な活用の方策を検討します。
- ⑤ 自然環境に配慮した適切な防疫手法により、水路や側溝などの公共用地の害虫駆除を行い、地域環境の快適性を高めます。
- ⑥ 公園などの公共施設を適正に維持管理します。

【環境と調和した生活空間の整備・確保】

- ① 公共施設や公共用地の緑化に配慮します。
- ② 自然環境に配慮した土地利用を誘導します。
- ③ 市民が親しめる公園や緑地を計画的に整備するなど、環境や地域景観と調和した生活空間をつくります。
- ④ 水が滞留しないような水路整備を進めます。
- ⑤ 歴史的なまちなみや棚田などの文化的な景観の保全を図ります。

3 地球環境の保全（環境目標3）

（1） 市民（団体）の取組み

- ① 地球温暖化に関心を持ち、現状や影響、その対策についての知識や情報を身につけ、地球環境問題への理解を深めます。
- ② 環境に配慮した製品を優先的に購入します。
- ③ 節水や省エネルギーを心がけます。
- ④ 移動の際には、できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を控えます。
- ⑤ 自動車の利用の際は、エコドライブや乗り合わせを行い、排出ガスを抑制します。
- ⑥ 「チャレンジ25%」や「くまもとエコファミリー」に参加し、日常生活における環境負荷の低減に努めます。
- ⑦ マイバッグの利用や分別の徹底などにより、「燃えるごみ」の減量化を進めます。
- ⑧ フロンガスを使用している製品は、適正に処理します。

（2） 事業者の取組み

- ① 省エネルギー・省資源対策を推進し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- ② 屋上緑化、壁面緑化など敷地内の緑化を進めます。
- ③ 環境負荷の少ない設備や環境に配慮した製品（素材）を優先的に購入・使用します。
- ④ 包装の簡略化や食品トレーの使用を削減するなど、ごみの排出抑制を進めます。
- ⑤ レジ袋削減推進運動に積極的に参加します。
- ⑥ レジ袋無料配布中止等の取組みにより、レジ袋などの使用削減を進めます。
- ⑦ 事業系一般廃棄物の排出量を減らします。
- ⑧ 硫黄酸化物や窒素酸化物などの排出ガスを抑制します。
- ⑨ フロンガス使用製品の回収や適正処理を行います。

（3） 市の取組み

【省エネルギー・省資源対策の推進】

- ① 市域の温室効果ガス排出量の把握に努め、公表します。
- ② 熊本県地球温暖化防止活動推進員と連携し、地球温暖化に関する研修会などを開催します。
- ③ 「上天草市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出量を削減します。
- ④ 市庁舎などについて、省エネ診断の実施や省エネ設備の導入について検討します。
- ⑤ 公共施設の改修などの際は、省エネ設備や環境負荷の少ないものを導入します。

- ⑥ ハイブリッド自動車や電気自動車などの低公害車の普及啓発を行います。
- ⑦ 公害の防止や省エネルギーの推進のための施設整備に対する支援を行います。
- ⑧ 省エネ・省資源に対する情報を積極的に提供し、グリーン購入に対する啓発を行います。
- ⑨ 節水や水の再利用、ごみの減量化に対する啓発を行います。

【新エネルギーの普及促進】

- ① 太陽光発電などの新エネルギーの普及に係る補助金などの情報を一元化し、市民・事業者が行う設備などの設置・更新に対する支援を行います。
- ② 公共施設への新エネルギー設備の導入に向けて検討します。

【吸収源対策の推進】

- ① 二酸化炭素の吸収源対策として、森林整備や活用（間伐、造林及び木材の有効利用など）を推進します。

【オゾン層の破壊や酸性雨問題への対応】

- ① 地球環境に関する情報を提供し、オゾン層の破壊や酸性雨に対する啓発を行います。
- ② 家電リサイクル法の周知を行い、フロン類の適切な回収・処理を促進します。
- ③ ノンフロン製品など、環境に配慮した製品を購入・調達します。

4 循環型社会の構築（環境目標4）

（1） 市民（団体）の取組み

- ① レジ袋を使用しないよう、買い物の際にはマイバッグを持参します。
- ② 買い物の際には過剰包装を断ります。
- ③ できるだけ使い捨て商品は避け、詰め替え用の商品などを優先的に購入・使用します。
- ④ 物品を大切に長く使います。
- ⑤ 不要になった物品はフリーマーケットやリサイクルショップに出します。
- ⑥ 家庭から出るごみは正しく分別し、可燃ごみを減らします。
- ⑦ 資源物は分別ルールやマナーを守って排出します。
- ⑧ 生ごみ処理容器などを使用して、生ごみの堆肥化に努めます。
- ⑨ 生ごみを排出する場合は、水切りを行います。
- ⑩ 店舗などが行う資源物の回収活動に協力します。
- ⑪ ごみをみだりに捨てたり、燃やしたりしません。
- ⑫ 家電リサイクル法対象の廃家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・など）については、決められた方法で適正に処理します。
- ⑬ パソコン、携帯電話などの電子機器や充電式電池を処理する際は、再資源化する取組みに協力します。

（2） 事業者の取組み

- ① 不法投棄や野焼きを行わず、ごみは適正に処理します。
- ② 引取った廃家電製品について適正に管理し、製造業者に引き渡します。
- ③ 包装の簡略化や食品トレイの使用が削減される販売方法を検討し、ごみの発生抑制を進めます。
- ④ レジ袋削減推進運動に積極的に参加します。
- ⑤ レジ袋の無料配布中止等の取組みにより、レジ袋などの削減を進めます。
- ⑥ 分別の徹底や適正なリサイクルルートの確保により、事業系一般廃棄物の排出を抑制します。
- ⑦ 容器や包装については、リサイクルしやすい商品（素材）のものを製造または使用します。

(3) 市の取組み

【発生抑制・再使用の推進】

- ① 市ホームページなどにより、ごみの減量化及び分別に対する啓発を行います。
- ② ごみの減量化及び資源化に関する助言・指導を行います。
- ③ レジ袋削減推進運動を通じて、市民のマイバッグの利用を促進します。
- ④ 生ごみ処理容器の普及など、生ごみを分別し、堆肥化する取組みを促進します。
- ⑤ 地域の清掃活動など、環境保全活動を実施している個人・団体に対し、表彰を行います。

【リサイクルの推進】

- ① 分別収集の方法やリサイクル方法、回収した資源などについて、市民に分かりやすい情報提供を行います。
- ② 生ごみや廃食用油などについては、市民に広く意見を求め、資源化のあり方を検討します。
- ③ 事業系一般廃棄物（可燃ごみ・資源物）の混載に対して、分別指導を行います。
- ④ 市の事務事業に伴って発生する使用済みのコピー用紙については、100%のリサイクルを目指します。

【バイオマスの利活用】

- ① 生物由来の有機性廃棄物等の有効利用をはじめとした各種バイオマスの資源化や利活用を検討します。
- ② 生ごみ処理容器などを使用した生ごみ堆肥化の取組みを促進します。

【適正利用の推進】

- ① 廃家電製品の適正処理やごみの分別収集、パソコン、携帯電話などの電子機器や充電式電池の再資源化への取組みに対する啓発を行います。
- ② 環境パトロールにより、不法投棄や野焼きに対する調査・指導を行います。
- ③ ごみの不適正処理に関する監視・通報体制の充実を図ります。
- ④ 産業廃棄物の不適正処理に関しては、関係機関と連携を図りながら、監視・指導を行います。

5 環境教育及び環境保全実践行動の推進（環境目標5）

（1） 市民（団体）の取組み

- ① 環境問題に関心を持ち、環境問題の現状や対策に関する知識や情報を身につけます。
- ② 環境に関するイベントや「こどもエコクラブ」などの活動に積極的に参加します。
- ③ 環境に関する研修会や学習会への参加により、知識やノウハウを身につけます。
- ④ 事業者、行政などと連携して環境教育・環境学習を推進します。
- ⑤ 学校や地域で行う環境教育のサポートを行います。
- ⑥ 県が実施する「くまもとエコファミリー」への登録や環境家計簿などを活用しながら、日常生活における環境負荷の低減に努めます。
- ⑦ 地域、行政及び各種団体などが主催する清掃・美化活動に積極的に参加します。
- ⑧ 市民や市民団体、事業者、市との情報交換の場に積極的に参加します。

（2） 事業者の取組み

- ① 従業員などへの環境教育を実施し、環境意識を持って事業活動を行います。
- ② 環境イベントや研修会などに積極的に参加します。
- ③ 所有施設などを環境教育・環境学習の場として提供します。
- ④ 環境マネジメントシステムの導入を推進するなど、環境に配慮した事業活動を実施します。
- ⑤ 環境団体に対する支援を行います。
- ⑥ 市民や市民団体、事業者、市との情報交換の場に参加します。

（3） 市の取組み

【学校や地域における環境教育・環境学習の推進】

- ① 「こどもエコクラブ」事業への参加を積極的に呼びかけ、子供たち（保育園・小中学校）の自主的な環境保全行動を支援します。
- ② 環境問題に対する理解を深めるため、出前講座を積極的に展開するとともに、体験的な内容を盛り込むなどのプログラムの充実を図ります。
- ③ 市内全小中学校で熊本県が推進する「学校版環境ISO」に積極的に取り組みます。
- ④ モデル事業や環境モデル地域指定などにより、環境教育・環境学習などを行う機会の充実を図ります。
- ⑤ 熊本県地球温暖化防止活動推進員と連携しながら、地球温暖化に関する研修会やイベントを実施するなど、普及啓発に努めます。

【人材の育成・活用】

- ① 環境教育や各種イベントなどにおける指導者を育成し、その活用について情報を提供します。

【環境情報の共有】

- ① 各種イベント、市のホームページなどにより、環境情報や環境基本計画及び施策に関する広報を行います。

【市民の環境保全行動の推進】

- ① 環境保全行動に必要とされる物品の提供や経済的支援策について検討します。
- ② 地域の清掃活動など、環境保全行動を実践している個人・団体に対し、表彰を行います。

【事業者の環境保全行動の推進】

- ① 公害防止や省エネルギーの推進のための施設整備に対する情報提供などの支援を行います。
- ② 地域の清掃活動など、環境保全行動を実践している個人・団体に対し、表彰を行います。

【市の環境保全行動の推進】

- ① 「上天草市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネ・省資源対策を積極的に展開します。
- ② 環境に配慮した製品及び役務を購入し、調達します。
- ③ 公共事業などの開発時は、生態系に配慮した工法などの採用を推進します。

【パートナーシップ・ネットワークの構築】

- ① 環境保全に関する情報交換・人的交流の場としてのネットワークをつくります。
- ② 各団体における活動の周知と交流の場を設けます。
- ③ 市民・市民団体、事業者、市が連携した環境学習会やイベントを開催します。

【環境活動団体への支援】

- ① 市民団体などが行う環境イベントなどの取組みに際し、関係行政機関との調整や広報活動などによる支援を行います。
- ② 地域の清掃活動など、環境保全行動を実践している個人・団体に対し、表彰を行います。

6 重点施策

(1) 美しい海を保全するまちづくり

【概要】

私たちがこれまで様々な恩恵を受けてきた美しい海は、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫です。しかし、有明海・八代海は、周辺の経済社会や自然環境の変化などに伴う海域の環境悪化により、近年では、赤潮の発生などが頻繁にみられるようになりました。

私たちは、有明海・八代海を豊かで美しい海として再生し、海域の環境保全及び改善に向けた取組みを推進します。

【具体的な取組み】

- ① 生活排水対策の推進
 - ・ 計画的な下水道及び合併処理浄化槽の整備の推進と適切な維持管理の促進
 - ・ 市民団体との協力による生活対策や水質浄化に関する取組みの啓発
- ② 森林などの整備
 - ・ 地下水涵養源としての森林・農地の管理の促進
 - ・ 二酸化炭素吸収源対策としての森林整備や活用（木材の有効利用）
- ③ 環境美化の推進
 - ・ 地域の自主的な美化・清掃活動への支援

(2) ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり

【概要】

物質的な豊かさをもたらしてきたこれまでの大量生産・消費・廃棄型の社会経済活動から、資源の循環型社会に転換するためには、ごみの減量（抑制）のほか、出たごみを可能な限りリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）するなど、資源の有効利用が不可欠です。

私たちは、生ごみの堆肥化や更なる分別の徹底などによる3R（抑制、再利用、再生利用）を推進します。

【具体的な取組み】

- ① 発生抑制・再使用の推進
 - ・ レジ袋削減推進運動によるマイバッグ利用の推進
 - ・ 生ごみ処理容器などの普及
- ② リサイクルの推進
 - ・ 情報提供などによる分別の徹底
- ③ 適正利用の推進
 - ・ 環境パトロールによる不法投棄や野焼きの防止
 - ・ 不適正処理に関する関係機関との連携と監視・指導体制の充実

第5章 進行管理

1 計画の推進体制

- (1) 庁内においては、本計画の庁内検討会議を核として、情報交換及び意見調整を図りながら、総合的に推進し、着実な施策の進行管理を行います。
- (2) 市民、事業者及び市が一体となって計画を推進するため、市民（団体）及び事業者の参加による推進体制を整備します。

2 計画の進行管理

- (1) 本計画の実効性を高めるために、PDCAサイクルの考え方に則し、毎年度点検及び評価を行い、目標達成に向けた施策の継続的な改善を推進します。
- (2) 点検・評価に当たっては、事業目標や数値目標による施策を定性的及び定量的に評価し、計画の進捗状況を明らかにして、市民及び事業者の意見を取り入れていきます。
- (3) 結果については、毎年度、環境審議会に報告するとともに、ホームページなどで公表します。
- (4) 計画内容を全体的に点検・見直しをする際には、環境審議会などの意見を踏まえたうえで、施策の改善及び計画内容の見直しを行います。

3 関係機関及び各種計画との連携

- (1) 八代海・有明海の保全及び再生や地球温暖化などの広域的な取組みが必要な分野については、国、県、近隣市町村と連携した対策を推進します。
- (2) 環境状況の把握など専門的見地から調査及び研究を必要とする事項については、大学や研究機関と連携して取組みます。
- (3) 今後、制定及び策定する条例、計画などについては、本計画を踏まえたうえで制定及び策定するものとし、整合性を図ります。

4 財政措置

本計画に示した施策を着実に推進するため、計画的な財政措置に努めます。

■ 参考資料

- (1) 環境基本条例（本文）
- (2) 環境審議会（委嘱期間、委員名簿、策定に係る諮問及び答申、策定体制）
- (3) 計画の策定に係る経緯
- (4) 数値目標一覧
- (5) 用語解説